○外務省告示第二百十号

チリ共和国政府は、「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」の加入書を平成二十三年五月五日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年八月五日にチリ共和国について効力を生ずる。

（平成二十三年五月五日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十三年六月二十日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百十一号

チリ共和国政府は、平成六年十月二十七日にジュネーブで作成された「商標法条約」の加入書を平成二十三年五月五日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年八月五日にチリ共和国について効力を生ずる。

（平成二十三年五月五日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十三年六月二十日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百十二号

平成二十三年六月六日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における第二次農業生産拡大及び生産性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次農業生産拡大及び生産性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億千四百万円

3　署名者

日本側　高橋礼一郎在アフガニスタン大使

国際連合食糧農業機関側　テケステ・ゲブレイ・テキイ在アフガニスタン代表

平成二十三年六月二十日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百十三号

平成二十三年六月六日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成二十三年六月二十日

外務大臣　松本　剛明

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　千五百五十五億四千九百万円（一五五、五四九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）1欄に掲げる事業計画を実施することを目的として、各事業計画につき付表3欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、付表2欄に掲げるインド政府、小企業開発銀行及びインド再生可能エネルギー開発公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく付表4欄、付表5欄及び付表6欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る付表1欄に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表6欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　小企業開発銀行及びインド再生可能エネルギー開発公社に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、インド政府によって保証される。

4　(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表1欄に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、付表1欄に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　インド政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b)　請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税（主要請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により付表1欄に掲げる事業計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

9　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら付表1欄に掲げる事業計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表1欄に掲げる事業計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

10　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　付表1欄に掲げる事業計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　付表1欄に掲げる事業計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

12　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二十一年六月六日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　齋木昭隆

インド財務省
経済局局長　プラボード・サクセナ閣下